

議案第40号

市川市行政組織条例の一部改正について

市川市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月12日提出

市川市長 田中甲

市川市条例第 号

市川市行政組織条例の一部を改正する条例

市川市行政組織条例（昭和49年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条の表こども部の項中「こども部」を「こども家庭部」に改め、同項第1号中「こども」の次に「、若者」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（市川市子ども・子育て会議条例の一部改正）

2 市川市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条中「こども部」を「こども家庭部」に改める。

## 理　　由

効率的かつ機能的な行政体制を整備するため、行政組織を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。